

(8) 在留資格区分別にみた賃金

外国人労働者の賃金は248.4千円で、在留資格区分別にみると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）299.6千円、特定技能205.7千円、身分に基づくもの280.7千円、技能実習177.8千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）220.9千円となっている（第8表）。

第8表 外国人労働者の在留資格区分別賃金及び対前年増減率

令和4年				
在留資格区分 ¹⁾	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	248.4	8.9	34.1	3.6
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	299.6	-8.2	31.9	3.3
特定技能	205.7	5.5	29.0	2.4
身分に基づくもの	280.7	3.7	43.8	5.6
技能実習	177.8	8.3	27.9	2.4
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	220.9	16.5	31.0	2.8

注： 1) 在留資格区分については、5頁「主な用語の定義「在留資格区分」」を参照。
「留学（資格外活動）」を含めた6区分となる。